

苫小牧市自然環境保全条例の概要

(目的) 第1条

苫小牧市における自然環境の保全と回復育成

(自然環境保全基本方針) 第6条

昭和53年4月に、苫小牧市自然環境保全基本方針を策定

(自然環境保全地区の指定) 第7条

トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区、樽前ガロー地区、ウトナイ沼南東部砂丘地区、沼ノ端拓勇樹林地区の5地区

(保存樹木及び保存樹林の指定) 第8条

保存樹～植苗小の「キタコブシ」1本、樽前小の「クリ」2本

保存樹林～若草小の樹木93本（ハルニレなど）

(緑地保全のための開発行為の規制) 第18条

500平方メートル以上の伐採を伴う開発行為

(自然環境保全審議会) 第20条

委員18人以内、任期2年

この条例により権限とされた事項及び市長が諮問する事項の調査、審議を行う。

(第6条、第7条、第8条の指定等は審議会の意見を聞かなければならない。)

苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和 49. 6. 11 条例第 12 号）に基づき、保全地区として、現在、5 か所（延 132. 9ha）を指定しています。

① トキサタマップ湿原地区（面積 45. 5ha 市有地）【昭和 51 年 3 月 10 日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表されるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

② 勇払川旧古川地区（面積 11. 1ha 国有地・市有地）昭和 51 年 3 月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15 m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③ 樽前ガロ一地区（面積 8. 6ha 国有地・私有地）【昭和 54 年 4 月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたようにはりつき、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）【平成 2 年 6 月 15 日指定】



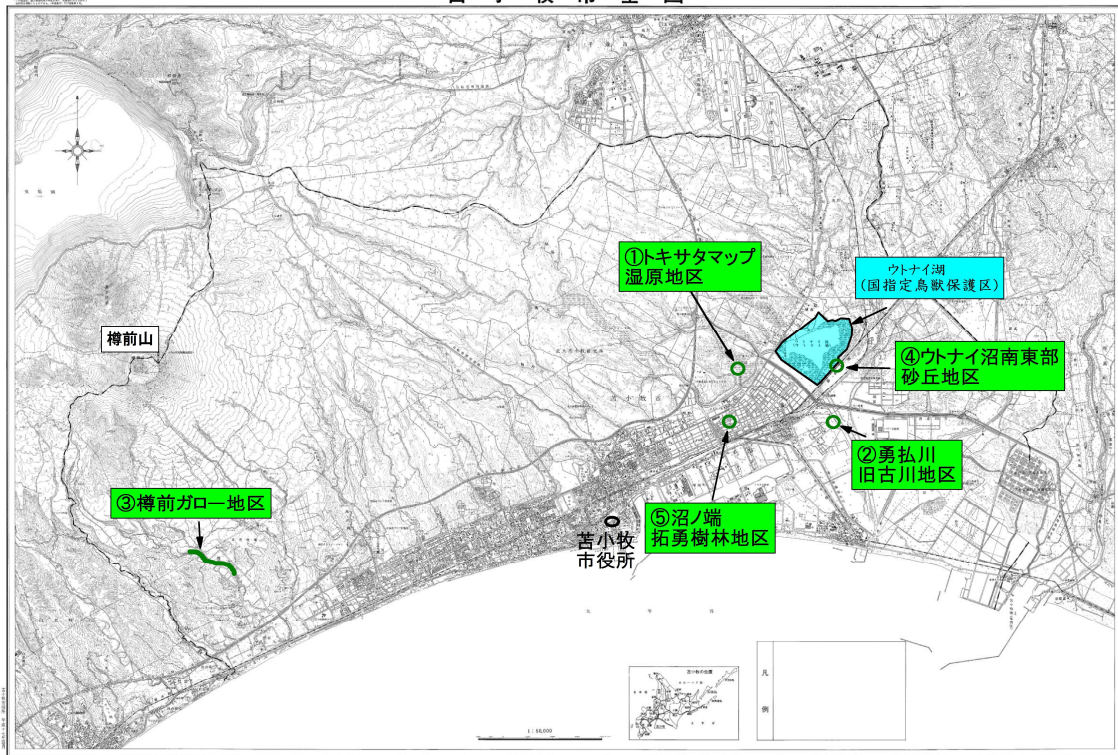
勇払原野の生き立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類、海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなど、これらが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤ 沼ノ端拓勇樹林地区（面積 3.2ha 市有地）【平成 7 年 2 月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）などの低木が見られ、市街地近郊にもかかわらず、自然の状態に残っている。森林性に富んだ良好な樹林地であり、その存在は貴重な地区です。

苫小牧市全図



(1) 令和3年度における自然環境保全事業の実施状況について

●勇払川旧古川地区 藻刈り (参考 別紙1)

勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地である当地区について、放置したままにしておきますと水草が溜まってしまい、腐敗や悪臭等、環境への悪影響をもたらすことから、毎年1回の藻刈り業務を実施しております。

●沼ノ端拓勇樹林地地区 草刈り (参考 別紙2)

市街地に位置する当地区について、放置したままにしておきますと歩道に雑草等が侵食し、歩行に支障が生じてしまうことから、毎年1回の草刈り業務を実施しております。

【着工前】

【着工後】



【着工前】



【着工後】



(2) 保存樹木の現況報告について

1. 苫小牧市の保存樹 (保存樹木・保存樹林)

	指 定 年 月 日	場 所	樹 種	本 数	面 積 (㎡)	樹 齢 (R3(2021) 年 度 末 現 在、推 定)	推 定 生 年
保存樹木	1986年11月1日	植苗小学校	コブシ	1		95	1926
保存樹木	1986年11月1日	樽前小学校	クリ	2		95・105	1926・1916
保存樹木	1986年11月1日	若草小学校	ハルニレ他	93	1,674	67～85	1936～1954

若草小学校保存林の本数の推移

樹 種	本 数														
	S61,10,1 指 定 当 時		H16,10,6 台 風 倒 木 後		H20,10,22		H23,10,22		H24,10,18		H28,2,24		R2,8,17		
			内 枯 木	伐 採 後	内 枯 木	伐 採 後	内 枯 木	伐 採 後	内 枯 木	伐 採 後	内 枯 木	伐 採 後	内 枯 木	伐 採 後	
ハルニレ	97	95	3	92	92	2	90	90	90	90	2	88	88	2	86
ニセアカシア	20	2		2	2		2	2	2	2	1	1	1	1	0
ネグンドカエデ	9	2	1	1	1		1	1	1	1	1	0			0
ハンノキ	9	7	1	6	6		6	6	1	5	1	4	4	2	2
ドロノキ	3	3		3	3		3	3	3	3		3	3		3
シラカバ	2	2		2	2		2	2	2	2		2	2		2
合 計	140	111	5	106	106	2	104	104	1	103	5	98	98	5	93

樽前ガローの形成及び自然環境について

- 樽前山の1667（江戸時代 寛文7）年大噴火の火砕流堆積物を水の流れが侵食して形成したガロー（両岸が絶壁になっていてところ）と呼ばれるゴルジュ※地形が続いている地域
- 切り立った岩壁には60種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、さらに両岸周辺に天然林が見られるなど特異な自然景観を形成



- 類似の景観として「苔の洞門（千歳市）」があるが、現在は立入禁止



※ ゴルジュ・・・ゴルジュとは、せまく切り立った岩壁にはさまれた谷のことで、日本ではノドや廊下などと呼ばれる。
 ゴルジュはノドを意味するフランス語(国土地理院資料「安念な登山のための読図」より)

峡谷の形成過程(NHK for School「V字谷のでき方」より抜粋)

- 本地区の特色の一つである岩壁、岩塊上に付着している蘚苔類については、エビゴケとオオホウキゴケが優先し群落を形成
- 植物では、希少種としてバアソブ、クモキリソウ、イワオモダカ等がみられる
- 鳥類では、ヤマセミ、キセキレイ、カワガラスをはじめとする深山、溪流生の野鳥が生息



エビゴケ



オオホウキゴケ



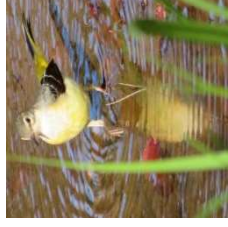
バアソブ



クモキリソウ



ヤマセミ



キセキレイ



カワガラス

1 経過

- ・昭和52年 8月 ～ 市が専門家に樽前ガロ一の環境調査を依頼
- ・昭和52年10月 ～ 環境調査の結果を苫小牧市自然保全審議会に報告
- ・昭和54年 2月 ～ 自然環境保全地区に指定するため、審議会に諮問
- ・昭和54年 3月 ～ 審議会から指定することを適当と認める旨の答申
- ・昭和54年 4月 ～ 市内で3番目の自然環境保全地区に指定

2 答申（概要）

- ・樹木の伐採等に対しては、規制、監視等を行い、自然景観の保護、質的充実に努めること
- ・植生の保護、ゴミの不法投棄の防止に努め、観賞者の安全確保等の措置を講ずること
- ・自然環境保全に関する教育及び啓発活動の推進を積極的に図ること

3 指定理由（概要）

- ・川の両岸が絶壁という特異な地形になっており、岩壁上に貴重なコケ類等が付着している。また、四季を通じ景観が優れており、自然環境保全地区として保全を図る必要がある。

苫小牧市自然環境保全地区について（参考）

1 指定根拠

- ・苫小牧市自然環境保全条例（第7条）

自然環境の保全を図ることが特に必要な地区を指定できる

2 指定の要件（次のいずれかに該当）

- (1) 森林、山岳、草地、丘陵、渓谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し、良好な自然景観を形成している土地の区画
- (2) 動物の生息地（繁殖地又は渡来地を含む。）、植物の生育地又は地形若しくは地質の所在地（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）
- (3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地の区域

3 苫小牧市自然環境保全地区

- ・昭和51年 トキサタマップ湿原地区（面積45.5ha）
- ・昭和51年 勇払川旧古川地区（面積11.1ha）
- ・昭和54年 樽前ガロ一地区（面積8.6ha）
- ・平成2年 ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積64.5ha）
- ・平成7年 沼ノ端拓勇樹林地区（面積3.2ha）

市長公約【5期目】・市政に臨む基本方針（参考）

市長公約における樽前ガロアの有効活用

- 自然を生かし、環境と調和のとれた美しいまち苦小牧 守ります！
良好な自然環境の保全と活用に取り組むとともに、野生動物対策を強化します
- ① 苦小牧の景勝地において、環境保護と有効活用が両立できる整備に取り組みます



具体的な取組として

北大演習林を活用した森林セラピーの推進、保全を優先した樽前ガロアの有効活用、トキサタマップ湿原地区の環境調査実施

市政に臨む基本方針

- 自然環境の保全と活用、野生動物対策に取り組みます



具体的な取組として

北大演習林を活用した森林セラピーや自然観察会を実施し、市民の健康増進を図るとともに、樽前ガロアやトキサタマップの湿原地区については、保全を優先しつつ、有効的な利活用を進めてまいります。（略）

『樽前ガロー地区のあり方』検討に係るスケジュール

○令和4年度

- ・樽前ガロー地区のあり方を検討する上での課題の洗い出し（令和4年度中を予定）

○令和5年度

- ・審議会委員による樽前ガロー地区の視察（5～6月を予定）
- ・視察を終えてのグループワークの実施（6～7月を予定）
- ・グループワーク実施結果の検討により、樽前ガロー地区のあり方（素案）を作成（9～12月を予定）
- ・樽前ガロー地区のあり方（案）を作成（1～3月を予定）

○令和6年度

- ・議会に対して、樽前ガロー地区のあり方（案）の報告（6月を予定）
- ・樽前ガロー地区のあり方の決定（6～7月を予定）